

徳島県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由によつて次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称 海部郡海陽町	解散認可年月日
海部西土地改良区	令和五年一月十七日